

II 各論

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして

第1節 地域特性を活かした産業誘致の推進

現状と課題

- 1 市内には、比較的小規模な事業所が点在しているほか、職住近接のまちづくりの一環として企業を誘導するために秋留台西地区や小峰台工業団地、菅生テクノヒルズ地区を整備しており、研究所や事業所が進出しました。
- 2 市街化区域内における産業系土地利用の割合は、8.2%となっており、西多摩6市町の割合の平均23.7%を大きく下回っています。
- 3 圏央道が東名高速道路に接続され、今後、東北自動車道等にも接続されることから、産業系土地利用への期待が高まっています。
- 4 生き生きとした活気あるまちづくりを進めるためには、地域産業の振興を促進して地域経済力の強化を図る必要があります。

基本方針

圏央道の整備効果を最大限に生かして地域経済力の強化を図るため、環境に恵まれた地域特性を活かした産業誘致を推進します。

基本的取組の内容

1 産業振興の推進

① 産業振興の推進

都心からの近接性や圏央道の整備効果などの優位性を活かしつつ、経済基盤として重要な役割をもつ産業の発展を図るとともに、新たな産業の創出・育成に向けて産業振興計画を策定し、その実施に当たっては、東京都との連携により施策を推進します。

2 産業誘致の促進

① 計画的な産業立地の誘導

圏央道の整備効果や都市基盤の投資効果を最大限に生かし、地域経済力の強化に資する産業系土地利用の増進を図るとともに、周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮した産業基盤を整備し、計画的な企業立地を誘導します。特に、武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地においては、産業系のまちづくりにより、一体的な企業立地を進めます。

② 新産業誘致の推進

新エネルギーやバイオテクノロジー等、環境に優しい産業を中心に積極的に企業誘致を推進します。なお、企業誘致に際しては、インターネット、企業専門誌等で地理的優位性をPRするとともに、新産業分野の企業に対し進出意向調査を実施します。また、産業の振興や雇用の促進を図るため、進出企業に対する奨励制度を検討します。

3 中小企業支援の推進

① 中小企業の育成

中小企業が地域の産業として、安定して経営できるよう異業種交流や研修会などを行うとともに、品質の向上や新産業への対応を図る取組を支援し、中小企業の育成を図ります。

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして

第2節 活力ある商業の振興

現状と課題

- 1 平成7年の合併以降、増加していた卸・小売業事業所数は平成14年頃から、従業員数は平成16年頃からそれぞれ減少に転じ、現在も減少傾向にあります。従業者規模9人以下の事業所が80.0%を占めており、小規模の事業所が多くなっています。(平成19年6月1日現在)
- 2 広域的な集客力をもつ大型店や沿道型・郊外型の商業施設が進出する中、既存商店街への集客などが課題であり、商店街の活性化に取り組む必要があります。
- 3 商工業者の経営安定化を図るためには、商工業者の支援や後継者の育成に取り組む必要があります。

基本方針

商工会を始め関係機関との連携を強化し、商店街の集客力向上、活性化の取組などを支援するとともに、商工業後継者の育成支援や中小企業への融資制度の充実などに努め、活力ある商工業の振興を図ります。

基本的取組の内容

1 商業環境の整備

① 駐車場のあり方の検討

買物客が便利に安心して買い物ができるよう、商店会等とともに駐車場のあり方について検討します。

② 適正な商業立地の誘導

大型店や沿道型・郊外型の商店の進出等に際しては、影響調査や周辺環境の調整を行い、適正な商業立地を誘導します。

③ 空き店舗の活用の促進

商店街での空き店舗の共同利用や集客力の強い業種の誘致など、空き店舗の活用を促進します。

2 経営安定化の支援

① 商工業者の支援

商工会と連携し、商品開発等に対する助成や研修、経営相談、商工業後継者の育成を行うなど、商工業者を支援します。

② 特色ある店舗づくりの支援

大型店ではできない、きめ細かい経営を図るため、商工会の事業と連携したイベント等を実施するなど、特色ある店舗づくりを支援します。

3 商店街活性化の促進

① 商店街振興プランの推進

商店街振興プランに基づき、商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを進めます。

② 地域特性を活かした事業展開の支援

朝市、夕市、ナイトバザール、観光及び農業との連携など、あらゆる分野の地域特性を活かした事業展開を支援します。

③ 店舗共同事業の支援

複数の店舗が連携、協力し、消費者に魅力あるサービスの提供を図る店舗共同事業を支援します。

④ るのかーどへの活用による顧客の確保・拡大の支援

「るのかーど」の活用により、消費者のニーズに応えるとともに、カード会員の年齢層を広げるなど、顧客の確保と拡大を支援します。

4 商工業者の基盤づくり

① 商業団体の支援・育成

個々の商店では不十分な情報収集、販売促進事業、施設整備、人材育成等に取り組む商業団体を支援し、育成を図ります。

② 高度化する情報技術を活かした商工業活動の支援

インターネットの活用等による商工業基盤強化や商工会、各種団体による情報提供等、高度化する情報技術を活かした商工業活動を支援します。

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして

第3節 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興

現状と課題

- 1 市には、四季折々に表情を変える山々や秋川渓谷などの豊かな自然環境や五日市憲法草案、郷土芸能などの素晴らしい歴史や文化、貴重な地質・地形、化石などの自然遺産など、観光まちづくりに活用できる地域資源が豊富にあります。
- 2 豊かな自然の象徴である「秋川渓谷」のブランド化などにより、地域活性化に取り組んでいます。引き続き、観光推進協議会や地域住民、商工業者、観光業者等と連携し、地域経済を支える柱として観光産業を発展させる必要があります。
- 3 バーベキューなどの日帰り、イベントへの参加、宿泊、秋川渓谷瀬音の湯の利用等による入込観光客数は、延べ204万人となっています。
- 4 市制15周年記念事業として製作した映画「五日市物語」の上映や五日市物語展示場の開設などにより「東京のふるさと・あきる野」の魅力を発信しています。高度情報社会の進展により、インターネットやSNS等による情報提供の重要性が高まっています。

基本方針

「あるきたくなる街あきる野」をめざして、自然の豊かさと都市機能を併せ持った特長を生かした、多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を進め、地域住民、商工業者、観光業者等と連携し、観光業の振興を図ります。

基本的取組の内容

1 総合的な観光関連事業の推進

① 観光推進プランの推進

観光推進プラン「あきる野ふるさとプラン」に基づき、市域全体の観光施策を推進するとともに、貴重な地域資源の掘り起こしや地域との協働の取組、農商工や近隣自治体との連携など、「あるきたくなる街あきる野」をめざした効果的な観光振興を進めます。

② 秋川渓谷・郷土資源を活用した観光まちづくりの推進【重点施策】

秋川渓谷のブランド化や歴史・文化などの郷土資源の活用により、市民や事業者等と協働による観光まちづくりを推進します。

③ 秋川流域ジオパークの推進【重点施策】

秋川流域は、ミエゾウが発見されるなど、化石の宝庫といえる地域であり、この貴重な大地と自然・文化を活用して、秋川流域市町村の連携の下、地域住民や関係団体が主体となって、日本ジオパークの認定に向けた取組を進めます。

④ 武蔵五日市駅前市有地の有効活用に向けた取組の推進

武蔵五日市駅前の市有地については、秋川流域の地域資源を発信する観光交流拠点として、有効活用に向けた取組を推進します。

2 楽しく歩けるまちづくりの推進

- ① 関係自治体との連携による観光ルートや観光スポットの開発
あきる野市、日の出町及び檜原村の3市町村の連携により、新たな観光ルートや観光スポットの開発を進めます。
- ② 観光ルートの整備の推進
秩父多摩甲斐国立公園及び都立羽村草花丘陵、秋川丘陵、滝山の各都立自然公園については、遊歩道、トイレ、休憩施設等の整備を促進します。また、市民や観光客が気軽に散策できるよう遊歩道等の観光ルートの整備を推進します。
- ③ 駐車場及び公衆トイレ対策の検討
本市を訪れる観光客のために、公共施設の駐車場や民間駐車場の活用など、駐車場及び公衆トイレ対策について地域とともに検討します。
- ④ 交流のかけはしの周辺の整備の推進
観光レクリエーションの推進、地域住民の生活環境の向上等を図るため、交流のかけはし（あゆみ橋）周辺の整備についての検討を進めます。

3 イメージアップ作戦の推進

- ① 集客性の高いイベントの支援
観光情報の積極的な発信により、観光客の増加を図るとともに、市のイメージアップを推進するため、「あきる野映画祭」「ヨルイチ」等の集客性の高いイベントを支援します。
- ② 秋川の魅力ある川づくりの推進
鮎・ヤマメ釣りや川遊びなどに訪れる観光客が「自然に触れ、水に親しむ」ことができるよう、東京都、秋川漁業協同組合等の関係団体と連携して河川環境の整備・保全に努め、秋川の魅力ある川づくりを推進します。
- ③ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進【重点施策】
本市の観光情報を積極的に宣伝するため、インターネットや新聞、民間情報誌などの様々な媒体によるタイムリーな情報提供をするとともに、映画「五日市物語」や軍道紙等の地域資源の活用により、観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRを推進します。

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして

第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進

現状と課題

- 1 市内3か所の直売所を拠点として、新鮮で安心・安全な農畜産物を供給する地産地消型農業の推進に向けて取り組んでいます。直売所で安定的に農畜産物を供給するためには、農業経営の規模拡大を図る必要があります。
- 2 農業従事者の高齢化が進行しているため、新規就農者を担い手として育成・確保する仕組みづくりが必要となっています。
- 3 遊休農地は、直売所に農産物を供給するための生産量の増加をめざした農地として活用することが求められています。また、市民が自然と触れ合うとともに農業に対する理解を深める場の拡充を図る必要があります。
- 4 サルやイノシシなどの獣害による農作物被害が深刻化しており、農業経営者の生産意欲の向上と農業経営の安定化に取り組む必要があります。

基本方針

消費者の志向に合ったあきる野ならではの地産地消型農業を更に推進し、消費者がより良い農産物を安心して購入できるよう、販路の拡充や環境に優しい農業の振興を図ります。

基本的取組の内容

1 生産環境の整備

① 農業振興計画の推進

農業振興計画に基づき、直売所の充実、遊休農地の有効活用、新たな担い手の育成・確保、食の安全・安心の取組など、地産地消型農業を基本とした農業振興を進めます。

② 優良農地の保全

農業振興地域農用地などの一団農地は、土地改良事業、農道、取水堰、用排水路の整備に努め、農業生産力の高い農地として保全を図ります。

③ 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効利用の促進【重点施策】

効率的かつ安定的な農業経営に向け、農業生産基盤として活用されていない遊休農地を再生し、利用集積や流動化による農業生産の拡大と農地の有効利用を促進します。

④ 農作物への被害防止対策の推進

有害鳥獣の適正な捕獲など、農作物への被害防止対策を推進します。また、狩猟免許保有者の確保などを図るため、市民や農業者等で組織される「あきる野の農と生態系を守り隊」に対し、狩猟免許取得等の支援をします。

2 多様な農業者の育成・確保

① 農業経営者の支援と確保・育成【重点施策】

農業経営の規模拡大や合理化など、自らの農業経営改善に意欲的に取り組む認定農業者や農業後継者を支援するとともに、定年退職者や農家以外からの新規就農者の確保・育成を図ります。

3 魅力ある農業経営の確立

① 農産物の販売施設の拡充【重点施策】

地産地消型の農業を推進するため、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター、秋川渓谷瀬音の湯の3か所の共同直売所の充実や新たな販路の拡大など、農産物の販売施設の拡充を図ります。

② 安全・安心な農産物の供給

農薬と化学肥料の使用を低減したエコファーマーや特別栽培農産物の認証制度の啓発等を行い、消費者への安全・安心な農産物の供給を図ります。

③ 農産物のブランド化の推進【重点施策】

東京都の地域産業資源として指定された「のらぼう菜」「東京しゃも」「秋川牛」等の地域の特色ある農産物の生産拡大やスイートコーンを始め、新たな農産物、加工品の研究など、農産物のブランド化を推進します。

④ 市民農園の充実

市民が土に親しみ、農業への理解を深めるとともに、農業に関心を持つ市民等が農業指導を受けられ、新規就農者の育成・確保につながる市民農園の機能を充実させます。

⑤ 農業・農業者とのふれあいの場の創出

市民が農業者との交流を深めるため、生産現場の見学や収穫体験などを行う「あきる農を知り隊」の取組を進めるとともに、教育ファームや体験農園の開設など、農業・農業者とのふれあいの場を創出します。

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして

第5節 自然と調和した林業の育成

現状と課題

- 1 市域の約60%（4,412ha）を占める森林の多くは、スギとヒノキの人工林であり、その面積は、3,312ha（人工林率76%）となっています。このスギとヒノキの多くは、木材として利用可能な50年生前後であり、20年生以下の若い森林が少ないなど、偏った林齢構成となっています。
- 2 外国産材の輸入や生産コストの増大等から国産材の需要が減少し、木材価格が長期にわたって低迷している中、林業経営者の経営意欲の減退、林業従事者の減少・高齢化が進んでいます。さらに、人工林の伐採の停滞や間伐などの保育管理が進まないことから、人工林の荒廃や人工林から飛散する大量の花粉が原因の花粉症が社会問題となっています。
- 3 市民や企業などと協働による森づくりを進めるとともに、森の特徴や利活用に応じた長伐期化や育成複層林施業への誘導、施業の集約化による効率化・低コスト化を図る必要があります。
- 4 林業の再生と木材関連産業の活性化を図るため、多摩産材（秋川産材）の利用拡大を推進する必要があります。

基本方針

森林の有する多面的機能の充実と機能間の調整を図り、地域特性や市民ニーズに応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進し、自然と調和した林業を育成します。

基本的取組の内容

1 森林の整備

① 森林整備計画の推進

森林整備計画に基づき、適正な森林施業を実施し、森林のもつ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるなど、健全な森林資源の育成・管理を進めます。

2 公益的機能の維持強化

① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進

水源のかん養や土砂流出の防止、さらには二酸化炭素を吸収して地球の温暖化を防ぐため、間伐等の保育に対する支援をするとともに、治山事業の促進を東京都に働きかけるなど、森林の有する公益的機能の発揮を重視した森林施業を推進します。

② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進

林業の現状や森林の公益性をPRするための情報発信を行い、郷土の恵みの森づくり事業との連携を図りながら、市民、企業、自治体などを始め、ボランティアで森づくりの支援を行う森林サポートレンジャーあきる野との協働による森づくりを推進します。

3 林業経営基盤の整備

① 東京都森林組合との連携強化

森林整備、林業従事者や後継者の確保・育成、集約化施業等による作業路網整備、高性能林業機械化等による低コスト施業を推進するため、森林・林業を守り育てる中心的な役割を果たしている東京都森林組合との連携を強化します。

② 生産基盤の整備の推進

森林施業の効率化による生産性の向上を図るため、国や東京都と連携した林道網の整備（林道、作業道等の開設・改良）を計画的に実施するなど、生産基盤の整備を推進します。

③ 多摩産材（秋川産材）の利用拡大の推進

林業の再生と木材関連産業の活性化を図るため、公共建築物等における木材の利用やPRなどにより、多摩産材（秋川産材）の利用拡大を推進します。